

消費者教育・啓発における消費者庁と 国民生活センターとの連携・役割分担について

平成 25 年 10 月 23 日
消費者庁消費生活情報課
国民生活センター研修部、広報室

1. 基本的な考え方

- (1) 原則、消費者庁が業務の企画部分を担い、国民生活センターは、執行部分を担うとする考えのもと、連携・役割分担を図る。
- (2) 両者が、同様の業務を行っている場合は、まずは、業務の重複がないよう、業務の見直しを行う。その上で、利用者への影響等を考慮し、できる限り、業務の一元化を図る。

2. 個別分野の連携・役割分担

(1) 消費者教育分野について

①消費者教育に関する研修について

⇒消費者庁は、消費者教育推進会議小委員会において、消費生活センターの拠点化の具体的な内容を検討する。

国民生活センターは、小委員会の議論を踏まえて、消費生活相談員・教員向けの研修を更に充実させる。引き続き小委員会における国民生活センターのオブザーバー参加を検討する。

②消費者教育教材等のHP掲載について

⇒国センは、地方自治体作成の教材等を重点的に収集し、HP上で地域別に分類した掲載を行う。また、その教材等を消費者庁と共有する。消費者庁は、当該教材等を「消費者教育の体系イメージマップ」の分類に従い、消費者教育ポータルサイトに掲載する。

⇒消費者庁及び国センは、HP掲載について、HP管理の一元化も含め、効率的な運用を検討する。

(2) 啓発分野について

①「子どもサポート情報」「子ども安全メール」について

⇒消費者庁及び国センは、「子ども安全メール」と「子どもサポート情報」について、重複がみられないよう、メールの名称、配信対象の年齢層に関し、見直しを行う。

②「見守り新鮮情報」について

⇒消費者庁の消費者教育ポータルサイトからもリーフレット情報を入手できるようにするなど有効な活用策を検討する。また、各種団体等への情報提供を通じて、見守り新鮮情報のメルマガ登録増を呼びかけるなど、その普及を図る。

以上